

省エネ適合性判定 手数料表

(税込 単位：円)

建築物の用途	評価対象面積(m ²)	適合判定		適合判定 (計画変更)	
		モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
下記以外の用途	300～500未満	88,000	220,000	55,000	154,000
	500～1,000未満	99,000	275,000	66,000	187,000
	1,000～2,000未満	121,000	330,000	88,000	220,000
	2,000～5,000未満	198,000	451,000	132,000	308,000
	5,000～10,000未満	275,000	572,000	176,000	385,000
	10,000～	330,000	682,000	209,000	462,000
工場等	300～500未満	33,000	88,000	22,000	66,000
	500～1,000未満	55,000	110,000	33,000	88,000
	1,000～2,000未満	66,000	176,000	44,000	110,000
	2,000～5,000未満	88,000	198,000	55,000	132,000
	5,000～10,000未満	121,000	275,000	77,000	176,000
	10,000～	143,000	330,000	88,000	220,000

判定料金

- ① 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とする。
また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とする。
- ② 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として11,000円を加算する。

計画変更判定料金

- ① 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積で算定する。
なお、計算方法が変更（モデル建築法から標準入力法への変更又はその逆）の場合は、新規申請として扱い、手数料を算定する。
- ② 軽微変更該当証明の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、上記手数料表の計画変更と同額とする。